

質問 1

Q 業務に関わる業者について、各伐採・運搬・処理・除草とあり本業務にあたる事業者は複数でも発注者へ申し出れば問題ありませんか？

A 1社で契約し複数社に下請けする事は可能です。

再委託禁止として「受託者は本業務の一部または全部を他に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。」と仕様書にあります。

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面の提出が必要です。

再委託を行う合理的理由や、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力があるか等についての審査を行い、適当と認められる場合に承認されるものです。

※参考

平成 18 年 8 月 25 日付け

財務大臣通知 公共調達の適正化について 財計第 2017 号

質問 2

Q 業務で扱う伐採木・草は適正処分とありますが、今回の業務で発生するのは事業廃棄物となるのでしょうか？

A 事業系一般廃棄物となります。

質問 3

Q 処理処分に関し、マニフェスト及び一般廃棄物受入証明書等必要なのでしょうか？

A 発生材の受入れ場所及び受入れ日時、搬出量について記録し報告が必要でありますので、それを証明する書類等（計量票、写真等）が必要です。

質問 4

Q 処理・処分の適正化に該当しない要件はどのようなものになりますか？

A 適正ではない処理として、燃料化を伴わない焼却及び堆肥化を伴わない埋却等を想定しております。

また、放置する事は堆肥化とは言えないので適正処理に該当しません。

なお、利用用途未定での保管も適正処理に該当しません。

適正な処理として肥料化、燃料化、資材としての活用を想定しております。

質問 5

Q 伐採木は、有価物として業務内処理でも宜しいのでしょうか？その際請負額より控除されてしまうのでしょうか？

A 伐採木の売却益を組合が請求する事はありません。

質問 6

Q 工期が 12 月 23 日までとかなりタイトスケジュールですが、関係官庁の搬出規制等に該当する諸手続きはありませんでしょうか？

A 受託者による別途手続きはありません。

質問 7

Q 搬出及び伐採時に搬出路及び伐採路等により地形を整備すると考えられますが、業務内容上可能でしょうか

A 埋蔵文化財調査地区なので、掘削による整地は出来ません。